



謹  
御  
覽  
外  
尾  
又  
三  
角  
の  
存  
存

株式會社 東京株式取引所株主臨時總會議案



洋学文庫  
文庫8  
J231

明治三十年四月十五日

長  
五  
履  
美  
十  
油  
子  
今  
所  
廿  
八  
日  
地  
五  
り  
十  
字  
三  
竹  
社  
令

三  
師  
は  
後  
室  
保  
松  
四  
所  
十  
字





此白... 志... 河... 山... 城... 子... 規... 飛...

△印... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十...

二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十...

三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二...

中... 國... 農... 商... 務... 大... 臣... 之... 官... 廳... 之... 規... 程...

第一章... 第二章... 第三章... 第四章... 第五章... 第六章... 第七章... 第八章... 第九章... 第十章...

前項ノ外新ニ有價證券ノ賣買取引ヲ舉行セントスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ得テ市場ニ揭示スヘシ

券ト賣買取引ノ手續ヲ異ニスヘキノ理由ニテハ... 諸株式其他ノ有價證券ト...

山... 城... 七... 月... 子... 規... 飛... 煙... 司... 令... 門...

廿七の... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

Table with multiple columns containing text, likely a legal or financial document. Includes terms like '第十條', '當取引所', and '金額'.

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

五十年... 此慣行ノ基ヲ所ヲ考フルニ商法發布以前ニ...

三十一、地三大地の...  
 午...  
 一五〇、八八五、〇〇〇  
 六五九、二〇四、三五六

三十一、地三大地の...  
 午...  
 一五〇、八八五、〇〇〇  
 六五九、二〇四、三五六

三十一、地三大地の...  
 午...  
 一五〇、八八五、〇〇〇  
 六五九、二〇四、三五六

三十一、地三大地の...	午...	一五〇、八八五、〇〇〇	六五九、二〇四、三五六
--------------	------	-------------	-------------

於て専ら尺上の三尺小特等紅紙福福目食新

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

株以上ヲ所有シ滿六ヶ月ヲ經東京府下ニ居住スルモノタル

今ノ如ク三名ノ理事ニテハ分掌ノ事務多端ニシテ執務澁滞ノ虞  
ナキニアラス依テ將來事務ノ必要ニ應シ豫メ理事ヲ増加スルコ  
トヲ請フ

現行定款第二十二條 理事長ハ當取引所ヲ代表シ事務ヲ統括ス  
（參照）

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

（理由） 從來理事長旅行其他事故ナルトキ其事務ヲ代理セシムヘシ  
トシテ其職務ヲ代理スルモノ

此の條は、  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ

定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ

定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ

定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ

定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ  
定款第四章第二十三條ノ次ニ左ノ第二十四條ヲ加ヘ以下順次ニ修訂スルニ依リテ

經政

第五十條

勸業

勸業

勸業

勸業

定款第六章第四十九條ヲ左ノ如ク改正ス  
（理由）取引所ノ仲買人ハ斯業ニ關シ特別ノ經驗ト智識トヲ有ス

勸業  
勸業  
勸業





大令書

九世戸

預申

求塚

藍保川

レハ其營業ノ資本ハ一ニ信用ヲ以テ基礎トスヘキモノナリ我取引所ノ賣買取引年々大ニ發達シ將來ニ於テ益々盛大ナルヘキヲ期シ敷地ノ擴張市場ノ増築、資本金ノ増加等施設百端スト雖モ仲買人ノ信用之ニ伴フテ進ムニアラスンハ賣買委託者ヲシテ安意賣買ニ從事セシムルコト能ハサルナリ依テ現在ノ規定三千圓ヲ五千圓ニ増額シ身元ノ確實ナルコトヲ表明シ兩々相俟テ我取引所改良進歩ノ發程タラシメントス

定款第六章第五十五條ノ次ニ左ノ第五十七條ヲ加ヘ以下順次ニ各條ヲ繰リ下グ

第五十七條 仲買人ハ他ノ取引所ノ仲買人ヲ兼ヌルコトヲ許

サス

(理由) 取引所仲買人ハ斯業ニ付特別ノ經驗ト智識トヲ備フルモノトシテ特許セラル、トコロノ公職ニシテ其職務ハ賣買双方ノ委託ヲ受ケ公設市場ニ於テ誠實且ツ敏活ニ委託ヲ施行スヘキモ

一角仙

名指

生田真盛

振待

ノナレハ其職務上ノ性質ヨリ云フトキハ取引所仲買人ハ全ク一個ノ仲立業ニシテ賣買双方ノ委託ヲ受ケテ之ヲ執行スルヲ本務トスヘキモノニシテ其名稱ノ偶々仲買人ト稱セラル、謂ヲ以テ其性質ヲ變スヘキモノニ非ス只一ツ我取引所仲買人ニ特別ナルコトハ單ニ委託者ノ賣買ヲ執行スルノミナラス自己ノ賣買ヲモ爲スコトヲ得ルコト是レナリト雖モハ從來ノ慣習ニ基キテ許サレタルカ爲メニ偶々然ルモノニシテ之カ爲メニ其本然ノ性質ヲ變スルモノニ非ス然ラハ即チ取引所仲買人ナルモノハ其取引所ニ專屬シ專心一意賣買委託ヲ執行シ其本分ヲ盡クサルヘカヲサレコト又多言ヲ要セス若シ株式取引所ノ仲買人ニシテ他ノ取引所ノ仲買人ヲ兼業センカ彼ニ専ラナラント欲スレハ是ニ懈怠ヲ來シ是ニ勤メント欲スレハ彼ニ専ラナルコト能ハサルヘシ又一仲買人ニシテ甲乙兩取引所ノ仲買人タル場合ニ於テ其仲買人甲取引所ニ於テ失敗シタランニハ其影響ハ忽然トシテ乙取引

為仲

鐘

所ニ及ホシ來リ乙取引所ニ於ル賣買委託者並ニ取引所ニ不測ノ禍ヲ及ホサン何トナレハ仲買人ノ違約處分ナルモノハ其賣買假令仲買人自身ノ計算ヲ以テセシモノニ非スシテ他人ノ賣買ニ屬スルモノナルモ轉賣買戻ノ處分ヲナサシムヘク自他相關聯スルモノナレハナリ之ヲ賣買委託者ノ上ヨリ見ヨ専心一意委託ヲ執行スル仲買人ト左顧右眴昨日ハ甲取引所ニ今日ハ乙取引所ニ奔馳スル仲買人トハ信用ノ厚薄ニ於テ甚ダシキ相違アルニ非スヤ

例ハハ甲鐵道會社ノ專務取締役ニシテ乙船會社ノ專務取締役ヲ兼ヌルハ兩社ノ業務ヲ兼テ之ニ從事スルハ其仲買人ノ信用ヲ増ス

○存心者直往行所ヲ得ルカ又或事變生ズルニ因テ其仲買人ノ信用ヲ損スル事ニ任シ萬事ヲ措テ之ニ從事スルハ其仲買人ノ信用ヲ損ス

△猶カ近キ後買入ヲシテ其取引所ニ專屬セシムルハ其仲買人ノ信用ヲ増ス

所以ニシテ延テ其業務繁昌ノ一大基礎タルヘキコト疑ヲ容レズ

人或ハ云ハン本條ニヨルトキハ現ニ兼業シ居ル仲買人ハ其一方ヲ廢業セサルヘカラザルノ不利アルヘシト然レトモ仲買人營業ノ基礎ハ信用ニアリト云フコト果シテ信ナランニハ兼業仲買人ノ一方ニ失フトコロハ一方ニ信用ヲ増シ顧客ヲ得ルコトノ多キ存心者直往行所ヲ得ルヘケレ

本條ニ於テ此ノ如キ仲買人兼業ノ利益タルヘシト信ス

第七十條ヲ左ノ如ク改正ス

第七十一條 仲買委員會 第六十九條ノ常務其他臨時ノ議決ニ關シ取引所ノ監督上ニ渉ル事項ハ理事長ノ承認ヲ經タル

第七十二條 仲買委員會ニ於テ議決シタル事項ハ理事長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ何等ノ施行ヲモ爲スコト能ハサリキ然

(參照) 現行定款第七十條 仲買委員會ニ於テ議決シタル事項ハ理事長ノ承認ヲ經タル後ニアラサレハ之ヲ施行スルコトヲ得ス

此方不同而國時亦異而之規則一耳

此方不同而國時亦異而之規則一耳

朝鮮自十八年五月八日... 朝鮮自十八年五月八日... 朝鮮自十八年五月八日...

朝鮮自十八年五月八日... 朝鮮自十八年五月八日... 朝鮮自十八年五月八日... 朝鮮自十八年五月八日...

漸盡而所減矣嗚呼韓政府之無狀自招其罪而不悟行將為其國魚肉也夫

以致力于此職之由謂之義使之因決之于後足下也

昔三國時魯子敬復吳蜀相結數言乃報告書僅述其事仲聞規約以一定不謂其力保我之

抑報解福機一伏不早為之計別或為強國所奪奪者多矣中一人一之委蓋

我政府之認力獨立國而扶持之其意不為害於我而令其無事保不依本條第一項

鳴呼五志矣夫後復其志其利也益不為害於我而令其無事保不依本條第一項

別更西國之種也益不為害於我而令其無事保不依本條第一項

東京為帝 歲長 地 報 告 書 僅 述 其 事 仲 聞 規 約 以 一 定 不 謂 其 力 保 我 之

又賣買約定價格ハ必 於テ締結セル價格ハ正直ニ報告ス

指直ヲ以テ二十株三十株四十株五十株合計四十四株賣注文ヲ

受ケタルトキ約定直段十株五拾圓貳拾錢五十株五拾圓拾錢三十

株五拾圓四拾株四拾九圓九拾錢十株四拾九圓八拾錢ニ出來シタ

ランニハ最高價タル五拾圓貳拾錢及最低價タル四拾九圓八拾錢

テ除シタル平均五拾圓七厘ヲ以テ報告セシメ又成行注文ノ出來

直右同様ナルトキハ此平均直段ヲ以テ報告セシメントス但此場

合ニ於テハ此平均價格算出標準ノ個數代價ヲ帳簿ニ明記シ委託

者ヲシテ毫末ノ疑惑ダモナカラシメントス尤モ從來當取引所仲

者ヲシテ毫末ノ疑惑ダモナカラシメントス尤モ從來當取引所仲

者ヲシテ毫末ノ疑惑ダモナカラシメントス尤モ從來當取引所仲

予好... 不... 均價格... 仲買人... 第八十三條 仲買人賣買ノ委托ヲ執行スルニ當リ若シ全部ヲ執行シ得サル場合ニ於テハ其一部ノ賣買成立ヲ委托者ニ報告スルコトヲ得

第八十三條 仲買人賣買ノ委托ヲ執行スルニ當リ若シ全部ヲ執行シ得サル場合ニ於テハ其一部ノ賣買成立ヲ委托者ニ報告スルコトヲ得 (理由) 取引所ニ於ル賣買取引ハ假令成行注文ナリトモ對手ヲ得スシテ委托ノ全部ヲ執行シ能ハサルコト無キニアラス然ルニ舊民法ニハ全部ノ履行ヲ爲スヲ得サルトキハ委任者ニ有益ナルニ非レハ代理人ハ一部ノ履行ヲ爲ス責無ク且之ヲ爲コトヲ得スレトアリ新民法ニハ此規定ヲ除カレタルモ萬一訴訟ノ起リシトキハ裁判官ノ意見次第ニテ舊民法ノ精神ニヨリテ判決セラル、コト

花香月影并語

東京為 帝畿 止之 花... 拈藻揚 芥人 文... 非權利 以迄之 事... 拂地矣 蓋人... 於乎之 蟬履 王... 田遊 巖... 馬人 傳戶 誦洛陽之 紙... 左券云

明治三十一年戊戌端月

芥舟走漁

